

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則

(21世紀金融行動原則)

原則改定案

2022年3月2日



第5期運営委員会
原則棚卸タスクフォース

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）

改定案に対する意見募集

持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として、2011年10月に「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」はまとめられました。署名金融機関は、自らの業務内容を踏まえ可能な限り7つの原則に基づく取組を実践するとしています。業態、規模、地域などに制約されることなく、協働する出発点と位置付けられていることも特徴の一つです。

2011年の原則策定から10年という時間が経過する中で、国内外の環境金融をめぐる動向が著しく進展していることを受け、2021年度に原則の見直しを行いました。この度、21世紀金融行動原則の運営委員会及び原則棚卸タスクフォース（原則TF）により作成された改定案を2022年3月に公表し、署名金融機関及び関係する団体等から意見・情報を募ることとなりました。幅広い皆さまからの意見をお待ちしております。

意見募集の対象となる文書とその入手方法

21世紀金融行動原則のウェブサイト（<https://pfa21.jp/31043>）より入手できます。

意見募集の対象は、「前文」「7つの原則」の2つです。「改定にあたっての補足」は対象外となります。

現行の前文および7つの原則はウェブサイト（<https://pfa21.jp/aboutus/principles>）を参照。

意見募集期間と提出方法

- ・ 期間：2022年3月2日（水）～2022年5月6日（金）
提出方法：ウェブサイト（<https://pro.form-mailer.jp/fms/9ea1f26a249808>）、またはメール添付またはFAX（メール添付・FAXの場合は意見提出のひな形を利用ください）

意見提出の際の注意事項

- ・ 提出の意見・情報は、日本語に限ります。電話での意見・情報はお受けしません。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしません。
- ・ 提出にあたっては、意見提出を個人・組織のいずれで行うか、意見提出者の属性分類（意見取りまとめの参考にするため、個人で意見提出の場合を含み所属している組織の属性を以下から選択：PFA21署名機関、非署名金融機関、業界団体、その他企業、NGO/NPO、研究者、政府・自治体、その他）、意見提出者名、提出者が組織の場合の担当者の部署・肩書等、担当者氏名、連絡先（電話番号または電子メールアドレス）を明記してください。
- ・ 記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ いただいた意見等はその内容に応じ、21世紀金融行動原則の運営委員会/原則タスクフォース等に転送することがあります。

問い合わせ先 ※事務局は在宅勤務が中心となっているため問い合わせはメールにてお願いします

21世紀金融行動原則事務局（担当：坂本、津田）

Email: gensoku@pfa21.jp / TEL:03-5825-9736 / FAX:03-5825-9737

前文（改定案）

持続可能な社会を、将来世代のニーズを満たしつつ、現在世代のニーズも満足させる社会とすれば、現在世代は、自らはもとより将来世代のためにも人と地球を取り巻く様々な問題の解決に、予防的アプローチの視点も踏まえて真摯に取り組み、自然と共生する安全で安心できる生活を目指していかねばならない。

地球規模の課題解決において金融業界が連携を始めたのは 1992 年の国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）の設立に遡る。爾来、その活動は環境問題（Environment）から社会問題（Social）、企業統治問題（Governance）へと広がり、2006 年には責任投資原則（PRI）の制定を主導した。国内では、2015 年に世界最大の機関投資家である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が PRI に署名したことを契機として、短期的な利益の追求ではなく長期的な企業成長を重視した投資活動、すなわち ESG 投資が急速に進展し、メインストリームに拡大した。

企業は、本業を通じて社会課題を解決しながら、持続可能な成長を続けるビジネスモデルの追求を迫られており、2015 年の SDGs（持続可能な開発目標）の合意に見られるように、気候変動問題や、生物多様性、サーキュラーエコノミー（循環経済）、人権問題などの課題に対し、世界全体での行動変容が待ったなしの状況にある。特に気候変動問題については、第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択された、「気温上昇を産業革命以前より 1.5°C に抑える努力を追求すること」としたパリ協定を世界共通の長期目標として、国際的な脱炭素への取組みが進展し、日本でも、2020 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル宣言」がなされ、企業はより一層取組みを加速させることが求められている。2021 年に開催された COP26 においても、1.5°C 目標の達成に向けた努力を続けることが合意され、パリ協定の実現に向けた強い意志が示された。

私たち日本の金融機関は、中長期的な視点に立って地域固有の課題と向き合い、多様なステークホルダーと連携しながら、地域の価値向上については国内産業の競争力強化や新しい産業の創出をサポートすることに加え、グローバル社会の一員として、科学的知見に基づき、地球規模で持続可能な社会への着実な公正なトランジションに貢献しなければならない。

そのためには、不確実な将来を展望し、持続可能な成長と社会課題解決の同期化を追求する企業と、私たち金融機関が建設的な対話（エンゲージメント）を促進させ、ポジティブインパクトの創出とネガティブインパクトの緩和を目指し、企業の持続的成長を支援することが必要であり、世界有数の経済大国における金融機関としての責任は極めて大きい。

本原則は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える私たち金融機関の行動指針として 2011 年に策定された初版原則の意志を受け継ぎ、10 年間の外部環境変化を踏まえるとともに、さらにその先を見据え、2022 年に新たな原則として見直したものである。また本原則は、2011 年の策定時より変わらず、業態、規模、地域などに制約されることなく、志を同じくする金融機関が協働する出発点となることを企図している。私たち署名金融機関は、自らの業務内容を踏まえ、以下の「原則」に基づく取組みを積極的に実践し、社会の変革を主導していく。

原則（改定案）

【原則 1】 基本姿勢

持続可能な社会の形成のために、私たち金融機関自らが果たす責任と役割を認識の上、環境・社会・経済へのポジティブインパクトの創出や、ネガティブインパクトの緩和を目指し、それぞれの事業を通じて最善の取組みを率先して実践する。

【原則 2】 持続可能なグローバル社会への貢献

社会の着実で公正なトランジションに向けて、イノベーションを通じた産業や事業の創出・発展に資する金融商品やサービスを開発・提供し、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。

【原則 3】 持続可能な地域社会形成への貢献

地域特性を踏まえた環境・社会・経済における課題解決をサポートし、地域の包摂性とレジリエンスの向上を通じて、持続可能な地域社会の形成に貢献する。

【原則 4】 人材育成

金融機関における人的資本の重要性を認識し、環境や社会の問題に対して自ら考え、行動を起こすことのできる人材の育成を図る。

【原則 5】 多様なステークホルダーとの連携

持続可能な社会の形成には、私たち金融機関をはじめ、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに参画するだけでなく主体的な役割を担う。

【原則 6】 持続可能なサプライチェーン構築

気候変動・生物多様性等の環境問題や人権をはじめとする社会課題に積極的に取り組むとともに、投融資先を含む取引先等との建設的なエンゲージメントを通じて、持続可能なサプライチェーンの構築を図る。

【原則 7】 情報開示

社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識し、国内外の動向と開示フレームワークを踏まえ、取組みを広くステークホルダーに情報開示するとともに不断の改善を図る。

原則改定にあたっての補足

改定の経緯とスケジュール

2011年の原則策定から10年が経過する中、国内外の環境金融をめぐる動向が著しく進展していることを受け、運営委員会等において原則の見直しを検討するタイミングではないかという議論が出ました。このような背景を踏まえ、2021年度第1回運営委員会において、改定の有無を含め現行の原則を改めて見直すための「原則棚卸タスクフォース（TF）」の設置が合意されました。この合意を受けて、署名金融機関等の立候補により以下メンバーによる原則棚卸TFが2021年7月に始動し、およそ7か月、12回にわたり議論が行われました。

原則改定案公表までの原則棚卸TFでの主な議論	
TF第1回（2021年7月14日）	原則起草メンバーからの経緯や思いの共有、改定目的について議論
TF第2回（2021年8月5日）	PFA21のあり方（特徴、意義、めざすところ）について意見交換
TF第3回（2021年8月27日）	原則1及び原則2について議論
TF第4回（2021年9月7日）	原則1、2座長案（初版）について議論
TF第5回（2021年9月30日）	原則1、2座長案（2版）の提示／原則3に入れたいキーワード／原則4、5、6について議論
TF第6回（2021年10月22日）	原則3、4、6座長案の提示／原則5の位置づけと入れたいキーワード／原則7について議論
TF第7回（2021年11月11日）	原則5、7座長案及び原則2、4、6仮置き案について議論
TF特別回（2021年11月25日）	原則起草メンバーに最新案の説明・意見交換
TF第8回（2021年12月8日）	TFメンバー各機関からのフィードバックの共有／前文改定案の説明／原則2、4、6の標題について議論
TF第9回（2021年12月23日）	原則1、2、4、6／前文修正案について議論
TF第10回（2022年1月14日）	原則1、2、4、6／前文修正案について確認
TF第11回（2022年1月28日）	TF最終案について確認
2021年度第3回運営委員会（2022年2月8日）	TF最終案について議論
TF第12回（2022年2月）	2021年度第3回運営委員会からの意見を踏まえたTFによる最終案について確認と合意
今後のスケジュール	
第11回定時総会（2022年3月2日）	原則及び前文改定案の公表、署名金融機関等からの意見受付開始
2022年5月6日	意見受付終了
TF第13回（2022年5月中旬）	意見の集約と対応の検討、原則改定案第2版の合意
2022年度第1回運営委員会（2022年5月31日）	意見への対応を踏まえた原則改定案第2版の承認
臨時総会（2022年6月）	原則改定案を議案として決議
2022年度内	ワーキンググループごとに業務別ガイドラインの改定

改定の対象文書

原則棚卸 TF では、今回の改定の対象とする文書を以下のように整理しました。

- ・ 7つの原則：見直し対象
- ・ はじめに：本原則の普遍的な内容であるため、2011年作成として現行のまま残す
- ・ 前文：見直し対象
- ・ 業務別ガイドライン：7つの原則を改定後に業務別 WG ごとに見直しを検討する
- ・ ESG 金融大国となるためのアクションリスト：策定されたのは 2019 年で、2022 年現在、短期目標期間中のため見直し対象としない

改定のポイント

原則棚卸 TF での見直し作業におけるポイントを以下にまとめます。

全体を通じた改定ポイント

- ・ 7つの原則の位置づけを明確に伝えるため、標題をつける。
- ・ 今後 10 年以上にわたって通用するような普遍的な内容を、キーワードで示す。
- ・ 環境に偏らず、人権等の社会課題を含めて対象範囲を広くとる。
- ・ ESG 問題に日ごろ接していない人でも、理解し実践できる内容にする。
- ・ 持続可能な社会づくりに対する日本の金融機関の意気込みを示すため、能動的な言葉を使う。
- ・ 情報開示は個別の取組全体に関わるため、現行の 4 番目から最後の 7 番目に順番を移動した。

原則ごとのポイント

現行	改定案
<p>【原則 1】</p> <p>自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。</p>	<p>【原則 1】 基本姿勢</p> <p>持続可能な社会の形成のために、私たち金融機関自らが果たす責任と役割を認識の上、環境・社会・経済へのポジティブインパクトの創出や、ネガティブインパクトの緩和を目指し、それぞれの事業を通じて最善の取組みを率先して実践する。</p>
<p>(主な改定のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ポジティブインパクトの創出とネガティブインパクトの緩和」を追加し、「予防的アプローチ」は前文に残す。 ・「率先して実践する」と記載することで、より前向き感を出す。 ・自らの果たす責任の対象を分かりやすくするために「持続可能な社会の形成に向けて」を冒頭に挿入。 	
<p>【原則 2】</p> <p>環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。</p>	<p>【原則 2】 持続可能なグローバル社会への貢献</p> <p>社会の着実で公正なトランジションに向けて、イノベーションを通じた産業や事業の創出・発展に資する金融商品やサービスを開発・提供し、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会づくりの過程における「着実で公正なトランジション」の重要性を明記。 ・社会変革における手段としての「イノベーション」の重要性を明記。 ・あらゆる産業・事業で持続可能性が求められるため、「環境産業」を「産業や事業」に変更。 	
<p>【原則 3】</p> <p>地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。</p>	<p>【原則 3】 持続可能な地域社会形成への貢献</p> <p>地域特性を踏まえた環境・社会・経済における課題解決をサポートし、地域の包摂性とレジリエンスの向上を通じて、持続可能な地域社会の形成に貢献する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・原則 2 の「グローバル社会」に対し、原則 3 は「地域社会」への対応と位置付けている。 ・地域の課題解決への貢献を金融機関の担うべき役割と認識。 ・「包摂性」「レジリエンス」を不可欠な視点として位置付けている。 	

【原則 7】	【原則 4】 人材育成
<p>上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が持つ資本として「人的資本」の重要性を明記。 ・社会課題に対して意識向上で終わらず、一歩進んで能動的に動くことのできる人材の育成を打ち出した。 	<p>金融機関における人的資本の重要性を認識し、環境や社会の問題に対して自ら考え、行動を起こすことのできる人材の育成を図る。</p>
【原則 4】	【原則 5】 多様なステークホルダーとの連携
<p>持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステークホルダーに、「金融機関」を加え、金融機関の間の連携の重要性を認識。 ・「主体的な役割を担う」と記載することで、より前向き感を出す。 	<p>持続可能な社会の形成には、私たち金融機関をはじめ、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに参画するだけでなく主体的な役割を担う。</p>
【原則 5】	【原則 6】 持続可能なサプライチェーン構築
<p>環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能性の課題の中で環境問題だけでなく人権等の社会課題を取り込んだ。 ・「気候変動」「生物多様性」など具体的な課題を例示。 ・金融機関にとってのサプライチェーンを明示するため「投融資先を含む取引先等」を挿入。 ・「エンゲージメント（対話）」の重要性を認識。 	<p>気候変動・生物多様性等の環境問題や人権をはじめとする社会課題に積極的に取り組むとともに、投融資先を含む取引先等との建設的なエンゲージメントを通じて、持続可能なサプライチェーンの構築を図る。</p>
【原則 6】	【原則 7】 情報開示
<p>社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。</p>	<p>社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識し、国内外の動向と開示フレームワークを踏まえ、取組みを広くステークホルダーに情報開示するとともに不断の改善を図る。</p>
<p>・情報開示は当然の行為として受け止められつつあるが、国内外の動向と開示フレームワークを踏まえ、「不断の改善」が求められているという観点を明記。</p>	

原則棚卸 TF 参加者一覧

(敬称略、2022年3月時点、機関名での50音順、★はTF座長)

メンバー	
ヴォンエルフ (不動産 WG 座長機関)	似内 志朗 / シニアアドバイザー
愛媛銀行 (署名機関)	村上 陽一 / 企画広報部 SDGs 企画室 主任
京都信用金庫 (監事機関)	仲谷 俊之 / 経営企画部主任
CSR デザイン環境投資顧問 (不動産 WG 座長機関)	堀江 隆一 / 代表取締役社長
西武信用金庫 (署名機関)	小暮 剛 / 事業支援部推進役
★損害保険ジャパン (運営委員長機関 / 保険 WG 座長機関)	金井 圭 / サステナビリティ推進部課長
SOMPO アセットマネジメント (運用 WG 座長機 関)	角田 成宏 / 運用企画部責任投資推進室長
第一勧業信用組合 (署名機関)	境 裕治 / 調査部長
栃木銀行 (署名機関)	山本 治 / 経営戦略室主任調査役
日本政策投資銀行 (運営委員機関 / 預貸 WG 座長 機関)	八矢 舞子 / サステナブルソリューション部課長、 佐藤 友理 / サステナブルソリューション部副調査役
野村総合研究所 (署名機関)	新美 雄太郎 / コンサルティング事業本部サステナビリ ティ事業コンサルティング部副主任コンサルタント
八十二銀行 (運営委員機関 / 預貸 WG 座長機関)	小林 弘幸 / 企画部サステナビリティ統括室
北陸銀行 (署名機関)	島田 善朗 / 経営企画部
★三井住友銀行 (運営委員長機関)	西垣 正司 / 経営企画部サステナビリティ推進室副室長
リコーリース (運営委員機関 / 総会議長機関)	大塚 武志 / 経営企画部サステナビリティ推進室長
アドバイザー (起草委員会メンバー)	
日本政策投資銀行 (運営委員機関 / 預貸 WG 座長 機関)	竹ヶ原啓介 / 設備投資研究所 エグゼクティブフェロー
三井住友トラスト・ホールディングス (運営委員 機関 / 地域支援 WG 座長機関)	金井司 / サステナビリティ推進部 フェロー役員 兼 チーフ・サステナビリティ・オフィサー

用語解説

原則及び前文で使われている主な用語を解説します。

ESG 問題

2000 年、グローバル化に起因する様々な問題を解消しつつ、より持続可能で包括的なグローバル経済の確立を目指すことを目的として、当時のコフィー・アナン国際連合事務総長の提唱による「グローバル・コンパクト」¹が発足しました。その趣旨を受け、2004 年、国連と世界の主要金融機関が共同で作成した報告書「Who Cares Wins」²の中で、Environmental（環境）、Social（社会）、Governance（統治）の 3 つの問題に配慮した「責任ある投融資」の重要性が示されました。それ以降、環境や社会の持続可能性に関わる様々な課題は、3 の頭文字をとって「ESG 問題」と呼ばれています。

インパクトファイナンス³

適切なリスク・リターンを確保しつつ、環境・社会・経済にポジティブなインパクトをもたらすことを意図したインパクトファイナンスは、世界的な潮流となりつつあり、国内の金融機関でも今後の広がりが期待されています。環境省は、インパクトファイナンスの定義として、以下の4つの要素を含むものとしています。

- ① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- ② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- ③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- ④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

SDGs⁴

2015 年 9 月ニューヨーク・国連本部で開催の国連サミットで採択された、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)は、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2030 年までの達成を目指した国際社会共通の目標です。前身となる MDGs (ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals : MDGs))とは異なり、先進国を含むすべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。17

¹ United Nations Global Compact : <http://ungcn.org/>

² Who Cares Wins : http://www.ifc.org/ifcext/sustainability.nsf/Content/Publications_Report_WhoCaresWins

³ 環境省 ESG 金融ハイレベル・パネルポジティブインパクトファイナンスタスクフォース (2020 年 7 月) 「インパクトファイナンスの基本的考え方」

⁴ 国連の SDGs に関する情報は <https://sdgs.un.org/goals> を参照。日本語の情報は、外務省が運営するウェブプラットフォーム「Japan SDGs Action Platform」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html> を参照。

のゴールとその指標となる 169 のターゲットが示されており、各国政府は定期的に実行状況を報告することになっています。

エンゲージメント⁵

機関投資家が、投融資先企業や投融資を検討している企業に対して行う建設的な対話のことを指します。「スチュワードシップ責任」（当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任）を果たすために、投資先企業や運用戦略に応じたサステナビリティ ESG 要素を含む中長期的な持続可能性の考慮をするための手段と位置付けられています。エンゲージメントは、英単語 engagement「引き込む」「かみ合わせる」の名詞形です。

公正なトランジション

脱炭素や生物多様性の保護が実現されている持続可能な社会への移行に際し、労働者の権利や収入を脅かすことがないように配慮すべきであるという概念です。パリ協定の前文にも労働力の「公正な移行（just transition）」がうたわれており、国は 2050 年カーボンニュートラルを実現するため、働きがいのある人間らしい雇用や労働生産性の向上とともに労働力の公平な移行を実現していくことが重要だとし、労働力とともに地域経済、地場企業の移行を一体的に検討する必要があります⁶。また、公平な移行は「産業の新陳代謝を促し、経済と環境の好循環を実現する機会」となる可能性も指摘しています。なお、SDGs でうたわれた包摂性と関連する考え方と受け止められています。

国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）⁷

UNEP FI は、UNEP の FI 宣言に署名している世界の 450 社以上の金融関係機関及び 100 を超える関連機関との間に協力体制を確立していく組織です。UNEP FI は 1992 年に UNEP によって設立され、その目的は、金融機関の様々な業務において、環境及び持続可能性に配慮した望ましい業務のあり方を模索し、これを普及、促進していくことです⁸。2015 年の SDGs（持続可能な開発目標）の合意を受けて、2017 年にはポジティブインパクト金融原則を公表しています。

サーキュラーエコノミー⁹

従来の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に加えて、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動を指し、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものと位置付けられます。循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新

⁵ 金融庁スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（2020 年 3 月 24 日）「「責任ある機関投資家」の諸原則
《日本版スチュワードシップ・コード》（再改定版）」

⁶ 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（2021 年 10 月 22 日閣議決定）

⁷ United Nations Environment Programme Finance Initiative：http://www.unepfi.org/

⁸ EIC ネット：http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=2949

⁹ 「令和 3 年版環境白書」（2021 年 6 月公表）第 1 部第 2 章第 2 節「循環経済への移行」

たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。

サプライチェーン

一般にサプライチェーン（供給網）とは、個別の企業がどの段階にあるかにかかわらず、原料採取の段階から製品・サービスが消費者に届くまでのプロセスのつながりを指します。原則文書の中では、金融機関にとってのサプライチェーンには、投融資先を含めています。

地球規模の ESG 問題を解決するためには、こうしたサプライチェーン全体でのマネジメントこそ重要との認識が広がっています。

持続可能な社会

国連環境計画（UNEP）において我が国がその設置を提唱して発足した「環境と開発に関する世界委員会（WCED）」により 1987 年に公表された報告書「地球の未来を守るために（Our Common Future）」によれば、「持続可能な開発」は、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことがないような形で、現在の世代のニーズも満たせるような開発」と定義されています。

なお、1980 年に発表された国際自然保護連合（IUCN）、UNEP 及び世界自然保護基金（WWF）の「世界環境保全戦略」は、「持続可能な開発」の考え方を初めて広く訴えたものですが、1991 年にその改訂版として発表された「かけがえのない地球を大切に（新世界環境保全戦略）」では、「持続可能な社会」の基本原則として次の 9 点を挙げています¹⁰。

- 生命共同体を尊重し、大切にすること
- 人間の生活の質を改善すること
- 地球の生命力と多様性を保全すること
- 再生不能な資源の消費を最小限に食い止めること
- 地球の収容能力を越えないこと
- 個人の生活態度と習慣を変えること
- 地域社会が自らそれぞれの環境を守るようにすること
- 開発と保全を統合する国家的枠組みを策定すること
- 地球規模の協力体制を創り出すこと

このように、持続可能な経済社会を作るための社会的枠組みに必要な条件については、様々な角度から国内外での検討が深められてきています。

ステークホルダー

ステークホルダーとは、組織の利害と行動に直接的または間接的に利害関係を有する者をいい、一般に、企業にとってのステークホルダーとしては、①従業員、②取引先、③消費者、④投資家、⑤行政、⑥環境、⑦社会一般等が想定されています。ESG をめぐる諸課題に対応するにあたって、

¹⁰ 「平成 4 年版環境白書」（1992 年 5 月）第 4 章 2 節 1 「持続可能な経済社会の基本的な在り方」

企業が事業活動にあたって多様なステークホルダーとの関係を調整する必要性は高くなっています。

責任投資原則 (PRI) ¹¹

「UNEP FI」と「グローバル・コンパクト」の流れを受けて、2006年にアナン国連事務総長（当時）が資産運用業界に働きかけて実現したイニシアティブです。機関投資家の意思決定プロセスに ESG 課題を受託者責任の範囲内で反映させるべきとした世界共通のガイドライン的な性格を持っており、以下の6つの原則によって構成されています¹²。

1. 私たちは投資分析と意思決定のプロセスに ESG 課題を組み込みます。
2. 私たちは活動的な所有者になり、所有方針と所有慣習に ESG 課題を組み入れます。
3. 私たちは、投資対象の主体に対して ESG 課題について適切な開示を求めます。
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ実行に移されるように働きかけを行います。
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

世界各国のアセット・オーナー、運用会社等、この原則の署名機関は3,800社以上に達しています（2021年現在）。

パリ協定¹³

2015年12月フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして採択されました。世界共通の長期目標として2°C目標の設定。1.5°Cに抑える努力を追求すること、主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、全ての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、などが定められています。

包摂性 (inclusion)

SDGsに掲げられた理念「誰一人として取り残さない」を実現するために必要となる原則のうちの一つに位置づけられる。社会的包摂 (social inclusion) は、社会的排除 (social exclusion) と対になる概念として、1970年代にフランスで生まれ、その後、欧州や、欧州連合、国際連合などの国際機関において社会政策の基礎的な理念として確立してきたとされています¹⁴。社会参加や人とのつ

¹¹ Principles for Responsible Investment ウェブサイト：<http://www.unpri.org/>

¹² 責任投資原則パンフレット 2021年版（日本語版）：<https://www.unpri.org/download?ac=14736>

¹³ 詳しくは、環境省ウェブサイト「気候変動の国際交渉 | 関連資料」

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop/shiryo.html#03>（2022年2月17日確認）を参照のこと。

¹⁴ 日本学術会議社会学委員会・経済学委員会合同 包摂的社会政策に関する多角的検討分科会（2014年9月）「提言いまこそ「包摂する社会」の基盤づくりを」（<chrome-extension://efaidnbmninnbpcjpcglclefindmkaj/viewer.html?pdfurl=https%3A%2F%2Fwww.scj.go.jp%2Fja%2Finfo%2Fkohyo%2Fpdf%2Fkohyo-22-t197-4.pdf&clen=855731&chunk=true>)

ながら、社会制度への参加、健康や教育など人々と社会との関係性において不利な立場に置かれている個人やグループが存在することに着目した考え方です。

予防的アプローチ¹⁵

科学的知見は常に深化するものである一方、常に一定の不確実性を有することは否定できません。しかしながら、不確実性を有することを理由として対策をとらない場合に、ひとたび問題が発生すれば、それに伴う生じる被害や対策コストが非常に大きくなる問題や、一度生じると、将来世代に及ぶ取り返しがつかない影響をもたらす可能性がある問題についても取組みが求められています。

1992年のリオ宣言の第15原則では、「環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可避免的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない」としています。

したがって、このような問題に対しては、完全な科学的証拠が欠如していることをもって対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を講じるという、予防的な取組方法の考え方に基づく対策を必要に応じて講じます。予防的な取組方法の考え方に基づく対策が必要になるような場合には、どの程度の不確実性があるのかも含めた、それぞれの時点において得られる最大限の情報を基にしつつ、迅速に具体的な対策の検討を進めていく必要があります。

レジリエンス (resilience)

レジリエンスは、「回復力」「弾性（しなやかさ）」を意味する英単語です。困難な問題や危機的な状況、ストレスといった要素に遭遇しても、すぐに立ち直ることができる能力やその過程等を指します。気候変動や少子高齢化などを多様な課題を抱える日本全国の地域では、それぞれの場所で持続可能な社会を実現していくために、多様なレジリエンスが求められています。

以上

¹⁵ 環境基本計画（第5版）（2018年4月17日第3章1環境政策における原則等